

第 4 3 号議案

東京都台東区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 2 年 6 月 3 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

(提案理由)

この案は、雇用保険法（昭和 4 9 年法律第 1 1 6 号）の改正に伴い、引用条文の整理を行うため提出します。

東京都台東区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

東京都台東区職員の退職手当に関する条例（昭和33年7月台東区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第13条第8項第4号中「第56条の2第3項」を「第56条の3第3項」に改め、同条第11項第1号中「第56条の2第1項第1号イ」を「第56条の3第1項第1号イ」に改め、同項第2号中「第56条の2第1項第1号ロ」を「第56条の3第1項第1号ロ」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。